

令和5年度 市道引地堀坂支線道路改築に伴う測量・設計業務委託

特記仕様書

(適用範囲)

第1条 本特記仕様書は、静岡県熱海市役所（以下「委託者」という。）の実施する「令和5年度 市道引地堀坂支線道路改築に伴う測量・設計業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

(業務目的)

第2条 本業務は、伊豆山土石流災害により流出した市道引地堀坂支線について、二級河川逢初川の左岸から右岸に付け替えるとともに、狭小な道路幅員を拡幅することを目的に測量業務および設計業務(道路詳細設計(B)、大型ブロック積擁壁詳細設計)を実施するものである。

(業務範囲)

第3条 業務対象範囲は、市道堀坂3号線との交差点から起点側に約80mまでの区間について実施するものとする。

(業務内容)

第4条 本業務の業務内容は、次の各号に示す通りとする。なお、項目に変更が生じた場合は、監督員と協議を行うものとする。

1. 道路詳細設計(B)

1-1.設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、業務計画書を作成する。

1-2.現地踏査

受注者は、業務に先立ち現地踏査を行い、現道状況や隣接する土地の状況、用排水路及び系統等の把握・確認を行う。

1-3.平面・縦断設計

静岡県熱海土木事務所が計画する「二級河川逢初川整備計画」における河道の位置や護岸の高さ、「市道堀坂3号線改良計画」における道路の位置や高さをコントロールポイントとして平面・縦断設計の検討を行う。

1-4.横断設計

上記で検討した案について、20m 毎を標準として道路設計条件によって、横断設計を行う。

1-5.道路付帯構造物小構造物設計

平面・縦断・横断設計により必要となる道路付帯構造物や小構造物設計を行う。

1-6.仮設構造物用排水設計

道路付帯構造物小構造物設計を実施し、施工計画に基づく工事に必要な仮設構造物の設計を行う。

1-7.設計図

以下の設計図を作成する。

- 1) 平面図・縦断面図・横断面図
- 2) 標準横断面図
- 3) 構造図
- 4) 舗装展開図、取壊し図等の工事に必要と思われる図

1-8.数量計算

計画した案について、数量算出要領に基づき数量を算出する。

2. 大型ブロック積擁壁詳細設計

2-1.比較形式選定

受注者は、比較形式の選定に当たって、既存資料の中から現地状況、基本条件に対して適当と思われる形式を抽出し、技術的特徴、課題を整理し、評価を加えて監督員と協議のうえ、比較案3案程度を選出して各比較案の評価を行い、最適構造形式を選定する。

2-2.設計条件の確認

受注者は、必要な基本事項を検討、決定するものとする。

2-3.設計計算

上記で決定した設計条件に基づいて設計計算を行い、構造寸法を決定する。

2-4.設計図

以下の設計図を作成する。

- 1) 構造図

2-5.数量計算

計画図について、数量算出要領に基づき数量を算出する。

3. 照査

基本的な条件決定に伴う設計方針及び設計図、数量計算等の適切性及び整合性の照査を行う。

4. 報告書作成

業務の成果を取りまとめ報告書を作成する。

(打合せ協議)

第5条 打合せ協議は、業務着手時、各作業中の中で主要な区切りの時点及び成果品納入時に行う。

1. 業務着手時

業務計画書等をもとに、設計主旨や設計内容等の打合せを行う。

2. 中間打合せ

現地踏査終了時あるいは計画案作成時等の区切りにおいて、中間打合せを1回行うことを標準とする。

3. 成果品納入時

成果品のとりまとめが完了した時点で打合せを行うものとする。

4. その他監督員が必要と認めた場合

(資料の提供)

第6条 本業務に必要な資料等は、委託者より受託者へ提供または貸与する。

(成果品)

第7条 成果品は、次に示すとおりとする。なお、提出先は熱海市観光建設部都市整備課とする。

- | | |
|-----------------------|-----|
| 1. 報告書(A4 版、パイプ式ファイル) | 2 部 |
| 2. 電子データ(CD-R) | 1 式 |
| 3. その他、委託者が必要とするもの | 1 式 |

(疑義)

第8条 本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、委託者と受託者の協議により定めるものとする。